

平成29年1月26日開催

石狩市教育委員会会議（1月定例会）資料

<議 案>

- ・招致外国青年就業規則の一部改正について P 1～P 2
- ・石狩市立学校管理規則の一部改正について P 3～P 14

<協議事項>

- ・本町・八幡地区の学校整備の具体策（案）について P 15～P 16

<報告事項>

- ・平成28年度石狩市教職員研修「ウインターセミナー」について（開催結果）
. P 17～P 19
- ・全国学力・学習状況調査個票データ等の公表・貸与について
. P 20～P 28

石 狩 市 教 育 委 員 会

議案第 1 号

招致外国青年就業規則の一部を改正する規則案

平成29年 1 月26 日

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

招致外国青年就業規則の一部を改正する教育委員会規則

招致外国青年就業規則（平成 7 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
(費用弁償等)		(費用弁償等)	
第 9 条 略		第 9 条 略	
2 教育委員会は、別に定めるところにより英語指導助手の赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす英語指導助手に対して弁償するものとする。		2 略	
(1) 略		(1) 略	
(2) 任用期間満了日の翌日から 1 ヶ月以内に、日本国において教育委員会又は第三者と雇用関係に入らないこと。		(2) 任用期間満了日の翌日から 1 ヶ月以内に、日本国において教育委員会又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。	
(3) 略		(3) 略	
3 略		3 略	
(年次有給休暇)		(年次有給休暇)	
第12条 略		第12条 略	
2 英語指導助手が第 4 条の任用期間満了後、教育委員会が再度の任用を行う場合には、 <u>12日間</u> を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。		2 英語指導助手が第 4 条の任用期間満了後、教育委員会が再度の任用を行う場合には、 <u>20日間</u> を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。	
3 略		3 略	
(特別休暇)		(特別休暇)	
第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる		第14条 略	

期間とする。	(1)～(6) 略 (7) 女子の英語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回 それぞれ<u>30分以内</u>の期間 (8) 略 (9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する英語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。） (10) 略 2 前項第1号から第4号まで及び第10号の特別休暇は有給とし、第5号から第9号までの特別休暇は無給とする。 （休暇及び休職の手続き） 第18条 略 2 略 3 病気又は負傷のため連続して<u>3日</u>を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師に診断を受けさせることがある。また、<u>3日以内</u>の休暇を取得する場合であっても、所属長が必要と認めるときは、診断書の提出を求めることができる。 4 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	(1)～(6) 略 (7) 女子の英語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回 それぞれ<u>60分以内</u>の期間 (8) 略 (9) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する英語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。） (10) 略 2 前項第1号から第4号まで及び第8号から第10号までの特別休暇は有給とし、第5号から第7号までの特別休暇は無給とする。 （休暇及び休職の手続き） 第18条 略 2 略 3 病気又は負傷のため連続して<u>7日</u>を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師に診断を受けさせることがある。また、<u>7日以内</u>の休暇を取得する場合であっても、所属長が必要と認めるときは、診断書の提出を求めることができる。 4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

議案第 2 号

石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則案

平成29年 1 月26 日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後
(休暇) 第 31 条 略	(休暇) 第 31 条 略	
2 職員の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認は、校長にあっては教育長（引き続き 6 日を越えない場合は校長）が、所属職員にあっては校長が行う。この場合において、所属職員が病気休暇で 30 日以上勤務しない場合は、校長は、病気休暇承認報告書（別記第 12 号様式の 2）をもって教育長に報告しなければならない。	2 職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認は、校長にあっては教育長（引き続き 6 日を越えない場合は校長）が、所属職員にあっては校長が行う。この場合において、所属職員が病気休暇で 30 日以上勤務しない場合においては、校長は、病気休暇承認報告書（別記第 12 号様式の 2）をもって教育長に報告しなければならない。	
3 前 2 項の請求又は申出は、校長にあっては休暇等処理票（別記第 13 号様式）をもって、所属職員にあっては休暇等処理簿（別記第 13 号様式の 2、別記第 13 号様式の 2 の 2）及び介護休暇等処理簿（別記第 13 号様式の 3）をもってしなければならない。ただし、病気休暇で引き続き 90 日を超えて勤務しない職員にあっては別に定める書式によって、市費負担職員にあっては、石狩市職員服務規程（平成 4 年訓令第 8 号）に規定する様式によってしなければならない。	3 前 2 項の請求又は申出は、校長にあっては休暇等処理票（別記第 13 号様式）、介護休暇等処理票（別記第 13 号様式の 2）及び介護時間処理票（別記第 13 号様式の 2 の 2）をもって、所属職員にあっては休暇等処理簿（別記第 13 号様式の 3、別記第 13 号様式の 3 の 2）、介護休暇等処理簿（別記第 13 号様式の 4）及び介護時間処理簿（別記第 13 号様式の 4 の 2）をもってしなければならない。ただし、病気休暇で引き続き 90 日を超えて勤務しない職員にあっては別に定める書式によって、市費負担職員にあっては、石狩市職員服務規程（平成 4 年訓令第 8 号）に規定する様式によってなければならない。	
4 略	4 略	

(有給欠勤)

第 34 条 略

3 有給欠勤の請求は、校長にあっては休暇等処理票（別記第 13 号様式）をもって、所属職員にあっては休暇等処理簿（別記第 13 号様式の 2、別記第 13 号様式の 2 の 2）をもってしなければならない。

(有給欠勤)

第 34 条 略

3 有給欠勤の請求は、校長にあっては休暇等処理票（別記第 13 号様式）をもって、所属職員にあっては休暇等処理簿（別記第 13 号様式の 3、別記第 13 号様式の 3 の 2）をもってしなければならない。

別記第 13 号様式 (第 31 条及び第 34 条関係)

休 暇 等 処 理 票

年 月 日

石狩市教育委員会教育長 様

勤務学校 _____
校長氏名 _____ 印

下記のとおり、休暇について (お届けします。) (承認して下さい。)

記

- 1 休暇等の区分
- 2 休暇等の期間 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 (日 時間)

3 理 由

4 年次有給休暇の残日数 日 時間

5 休憩時間

平成 年 月 日 (時 分から 時 分)

記載上の注意

- 1 「休暇等の区分」は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、有給欠勤の区分を記載すること。
- 2 「休暇等の期間」の記載事項中時の記載は、日を単位とする休暇等の場合は、不要であること。
- 3 「理由」は、年次有給休暇の届出の場合は不要であること。
- 4 「年次有給休暇の残日数」の記載は、年次有給休暇の届出の場合以外は不要であること。
- 5 「休憩時間」は、休暇等の期間 (日) における休憩時間を記載することとし、休憩時間が異なる期間 (日) がある場合はその期間 (日) の休憩時間も記載すること。

別記第 13 号様式 (第 31 条及び第 34 条関係)

休 暇 等 処 理 票

年 月 日

石狩市教育委員会教育長 様

勤務学校 _____
校長氏名 _____ 印

下記のとおり、休暇について (お届けします。) (承認して下さい。)

記

- 1 休暇等の区分
- 2 休暇等の期間 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 (日 時間)

3 理 由

4 年次有給休暇の残日数 日 時間

5 休憩時間

平成 年 月 日 (時 分から 時 分)

記載上の注意

- 1 「休暇等の区分」は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、有給欠勤の区分を記載すること。
- 2 「休暇等の期間」の記載事項中時の記載は、日を単位とする休暇等の場合は、不要であること。
- 3 「理由」は、年次有給休暇の届出の場合は不要であること。
- 4 「年次有給休暇の残日数」の記載は、年次有給休暇の届出の場合以外は不要であること。
- 5 「休憩時間」は、休暇等の期間 (日) における休憩時間を記載することとし、休憩時間が異なる期間 (日) がある場合はその期間 (日) の休憩時間も記載すること。

(新設)

別記第 13 号様式の 2 (第 31 条関係)

(表面)

介護休暇等処理票

平成 年 月 日

石狩市教育委員会教育長 様

勤務学校

校長氏名

印

要介護者 に関する 事項	氏名	要介護者の状況及び具体的な介護の内容	
	続柄		
	同・別居 ☐ 同居 ☐ 別居	年 月 日	

指 定 期 間 の 申 出	第 1 回	申出の期間 申出の年月日 ※ 期間	年 月 日から 年 月 日まで	第 1 回	延長・短縮後の末日 申出の年月日 ※ 延長・短縮後の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	備考				備考		
	第 2 回	申出の期間 申出の年月日 ※ 期間	年 月 日から 年 月 日まで		第 2 回	延長・短縮後の末日 申出の年月日 ※ 延長・短縮後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
指 定 期 間 の 申 出	第 3 回	申出の期間 申出の年月日 ※ 期間	年 月 日から 年 月 日まで	第 3 回	延長・短縮後の末日 申出の年月日 ※ 延長・短縮後の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	備考				備考		
	第 4 回	申出の期間 申出の年月日 ※ 期間	年 月 日から 年 月 日まで		第 4 回	延長・短縮後の末日 申出の年月日 ※ 延長・短縮後の期間	年 月 日から 年 月 日まで

記載上の注意

- 1 「同・別居」欄は、該当する事項の口にレ印を付けること。
- 2 ※欄は、出勤簿の整理者において記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番縦型とする。

別記第 13 号様式の 2 の 2 (第 31 条関係)

介護時間処理票

年 月 日

勤務学校
校長氏名 印

(新設)

要介護者 に関する 事項	氏名	氏名		要介護者の状態及び具体的な介護の内容 な介護の内容	請求 等の 年月日	備考
	続柄	続柄				
	同・別居	同 居 □ 別 居				
	介護が必要となった時期 年 月 日					
継続する 3 年の期間		年 月 日から 年 月 日まで				
請求・取消しの区分	請求又は取消しの期間					
	年 月 日	時 分	暦日数	実時間数		
□請求	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□取消	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□請求	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□取消	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□請求	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□取消	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□請求	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□取消	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□請求	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□取消	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□請求	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□取消	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□請求	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□取消	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□請求	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□取消	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□請求	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□取消	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□請求	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□取消	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□請求	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□取消	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□請求	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		
□取消	年 月 日から 年 月 日まで	時 分	日	時間		

記載上の注意

- 1 「同・別居」欄、「請求・取消しの区分」欄、「年月日」欄は、該当する事項の□にレ
印を付けること。
- 2 「備考」欄には、休暇等の期間（日）における休憩時間を記載することとし、休憩時間
が異なる期間（日）がある場合はその期間（日）の休憩時間も記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番縦型とする。

別記第 13 号様式の 2 (第 31 条及び第 34 条関係)

略

別記第 13 号様式の 3 (第 31 条及び第 34 条関係)

2 と同じ)

略

(改正前の別記第 13 号様式の

別記第 13 号様式の 2 の 2 (第 31 条及び第 34 条関係)

略

別記第 13 号様式の 3 の 2 (第 31 条及び第 34 条関係)

式の 2 の 2 と同じ)

略

(改正前の別記第 13 号様

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

<協議事項>

① 本町・八幡地区の学校整備の具体策（案）について

[経緯経過（教育委員会の取り組み）]

・平成15年9月16日

石狩市立小学校及び中学校の規模及び配置等の適正化を図り、もって教育環境の向上に資するため、「石狩市立小学校及び中学校の規模・配置等検討会」の設置要綱を定めた。（学識経験者や学校関係者、市PTA連合会、市連合町内会連絡協議会の代表者など計9名を委員に委嘱）

・平成16年1月14日

同検討会第1回会議が開催された。以降、平成17年3月30日まで計15回の会議を開催し、市内小中学校の児童生徒数及び学級数の状況、推移等を踏まえ、学校の適正規模・適正配置等についての検討が行われた。

・平成17年4月26日

同検討会（会長 三谷将之）より報告書が提出された。

石狩小学校と八幡小学校について、「児童数や学級数の現状、また地域の状況から今後も児童数が減少傾向にあり、単独校としては、望ましい学校規模を確保することが難しく、統合の方向で検討する必要がある。」「統合にあたっては、望ましい規模に近づけるため、厚田村との合併に伴い、虹が原地区の児童を含めることができること、また施設の状況などの点から、八幡小学校に統合することが有効と考える。その際には、石狩小学校校区の児童の通学にあたって、スクールバス等の対応が必要である。」と示された。

・平成26年9月9日

本町・八幡地区における今後の児童生徒数の減少や学校施設の老朽化等を踏まえ、同地区におけるこれからの小中学校のあり方について検討するため、「本町・八幡地区小中学校の整備に係る検討会」を設置した。（学識経験者や町内会、PTAの代表者など計13名を委員に委嘱）

・平成26年9月30日

同検討会第1回会議が開催された。以降、平成27年3月26日まで計4回の会議を開催し、子どもたちのより良い学習環境を確保するための小中学校の整備のあり方についての検討、意見交換が行われた。

・平成27年4月15日

同検討会（座長 大川修司）より検討内容のまとめが提出された。

「子どもたちの学習環境を第一に考える」ことを基本的な考え方とし、複式編成にならない一定の学校規模が必要であることや、学校施設の老朽化、通学時の安全性、少年団活動、学校のあり方と地域づくりを並行して検討することなどの課題、要望について取りまとめられた。

・平成27年11月13日

教育委員会会議（平成27年度11月定例会）において、「学校整備の具体策（案）～厚田区、本町・八幡地区～」を承認した。

● 本町・八幡地区の学校整備の具体策（案）の要旨

- ・現在の八幡小学校の施設を活用し、石狩小学校と八幡小学校を統合した新たな学校を開校する。（最短で平成 32 年度開校）
- ・石狩を代表する伝統校としての特色ある学校づくり（ふるさと学習、太鼓などの伝統芸能の継承）、放課後児童の環境整備、図書館機能の充実、コミュニティ・スクールの導入
- ・現在の石狩小学校の児童は、スクールバスで通学する。

・平成 27 年 11 月 24 日

同検討会を開催し、学校整備の具体策（案）の説明を行った。

・平成 27 年 12 月 10 日より

厚田区及び本町・八幡地区において、保護者・地域説明会を開催した。

（平成 28 年 2 月 8 日までの間、計 13 箇所で開催し、178 名参加）

・平成 28 年 2 月 22 日

厚田区、本町・八幡地区小中学校の整備に係る検討会（両地区合同）を開催し、両地区の保護者・地域説明会で寄せられた主な意見・要望事項についての報告、意見交換を行った。

また、両地区の中間に位置する聚富小中学校が閉校した後の児童生徒の通学先の取扱いについて、同校区の多くの保護者等から、八幡小学校及び石狩中学校へ通学できるよう配慮することについての強い要望があったことを受け、以後、市教委において協議することとした。

・平成 28 年 6 月 30 日

教育委員会会議（平成 28 年度 6 月定例会）において、「厚田区の学校整備の具体策」を議決した。その中で、聚富小中学校は平成 32 年 3 月末をもって閉校し、同年 4 月より住所が「厚田区虹が原」の児童生徒の通学区域（校区）を現在の八幡小学校と定めた。（住所が厚田区聚富の児童生徒についても、保護者の申し出により八幡小学校への通学を認めることとした。）

・平成 28 年 11 月 24 日

本町・八幡地区の学校統合に係る保護者・地域説明会（会場：親船会館）を開催し、保護者等からの意見に対する考え方や統合時期、通学手段などについて説明した。（13 名参加）

・平成 29 年 1 月 12 日

本町・八幡地区の学校統合に係る保護者・地域説明会（会場：八幡小学校）を開催し、保護者等からの意見に対する考え方などについて説明した。（11 名参加）

[今後の予定]

・平成 29 年 2 月 7 日

「本町・八幡地区の学校整備の具体策（案）」について、保護者や地域からの最終的な同意を得るため、本町・八幡地区の学校統合に係る保護者・地域説明会（会場：親船会館、両校区合同）を開催する。

<報告事項>

① 平成 28 年度石狩市教職員研修「ウインターセミナー」について（開催結果）

1. 日 時 平成 28 年 12 月 26 日（月）
13:30～15:30
2. 会 場 石狩市役所 4 階 401・402 会議室
3. 対 象 教職経験 8 年以下の市内小中学校全教諭
（期限付き教諭を含む）
4. 受講者数 小学校 47 名、中学校 29 名、計 76 名



グループ討議の様子

5. 内 容

- (1) テーマ 『外国語・英語教育を通して若手教師に伝えたいこと
～日本人学校、アメリカ派遣の体験を通じて』
- (2) 形 式 提言及びグループ討議
 - ・中堅教諭から若手教師に向けた提言を聞く。
 - 【講師】 宮浦 匡典 教諭（南線小学校教諭）
加藤 孝章 教諭（花川南中学校教諭）
 - ・小グループで、学校現場での悩み等について交流する。

13:00	13:30	13:35	14:15	14:55	15:00	15:15	15:27	15:30
受付	開 会 式	テーマ『外国語・英語教育を通して若手教師に伝えたいこと ～日本人学校、アメリカ派遣の体験を通じて』			グ ル ー プ 討 議	ま と め	閉 会 式	
		提言 1 「海外派遣で感じたこと～イ スタンブールとネパールでの経 験を通して」 講師：宮浦 匡典 教諭 （南線小学校）	提言 2 「アメリカ派遣を通して伝 えたいこと」 講師：加藤 孝章 教諭 （花川南中学校）	質 疑 応 答				
	5 分	40 分	40 分	5 分	15 分	12 分	3 分	



宮浦教諭の提言の様子



加藤教諭の提言の様子

6. アンケートの全体の集計結果

- (1) 「提言の内容は満足できるものでしたか？」の質問について、「とても当てはまる」、「当てはまる」が、95.8%を占め、先生方の満足度が高かったことが伺える。
- (2) 「今後の教育実践に役立ちそうですか？」の質問について、「とても当てはまる」、「当てはまる」が、91.6%を占め、内容が充実していたことが伺える。
- (3) 「短時間でしたが、小グループによる学校現場での悩み等の時間を設けましたが、今後の役に立つことができましたか？」の質問について、「とても当てはまる」、「当てはまる」が81.7%との結果が得られた。



7. 今年度のウィンターセミナーについて

(1) 講座の選定について

新しい学習指導要領において、外国語活動が注目されていること、次年度石狩市の全小学校で1・2年生で5時間ずつの外国語活動を取り入れていくという状況の中、日本人学校、アメリカ留学の経験のある各小中学校1名ずつ2名の先生から「若手教員に伝えたいこと」をテーマに講演を実施した。また、短時間ではあるが、若手の先生方が対象であるということ、昨年度も行い有意義であったということから、小グループでの悩み等の交流の時間を設けた。

(2) 受講者の感想・意見

① 講座の内容について

- ・下記のような肯定的な感想や意見が多く見られた。
- ・「教師として大切なことをたくさん聞くことができました。何のために誰のために教師がいるのかということを考えさせられました。また、生徒への伝え方は様々あり、とても工夫されていると感じました。働きかけ方に色々あると再確認しました。自分の知らない世界を知ることができて良かったです。」
- ・「外国語活動に自信がなく、いつも不安の中授業をしてきましたが、もう少し前向きに考えてみようと思えました。怖がらずに子どもたちと一緒に英語を学んでいこうと思います。」
- ・「他国での課題に熱心に取り組む先生方の努力する姿勢や国際理解、環境教育など幅広くこどもたちのために尽力する話を聞き、それ以上に私たちも努力していく必要があると感じました。海外での教育観は今後グローバル化が進んで行くと思うので、私たちも現在の考え方・教え方にとらわれず新たな方法や指導感を学んでいくべきだと思いました。」

② 今後の教育実践に役立つかどうかについて

- ・下記のような前向きな感想・意見が多く見られた。
- ・「宮浦先生の指導案を参考に授業を試みたり、加藤先生のお話であったメッセージ、ほめることを大切にして実践していこうと思います。」
- ・「“世界”という広い視点から話をしていただき、自分自身も視野や考えを広くして子どもたちと関わろうと思いました。」
- ・「外国語教育については、今後もたくさん学ばなければならないことがあるため、自分自身も勉強していこうと思いました。今日はそのきっかけとなりました。」

③ 小グループでの悩み等の交流について

- ・「同じ学年ごとのグループだったので教科の事などで同じ悩みがあり、お互いの学校での取組を紹介し合うことがあり良かったです。」「他の先生方も同じような悩みをもっているのだとわかり、安心しました。いろいろな人からアドバイスをいただき、自分の力に変えていきます。」という肯定的な意見が

多かった。

・その一方で、「悩みといわれても何を話していいかわからない。」「何かテーマや提言についての話し合いだと話しやすい。」「交流する時間が短かった。」という意見が見られた。

④ その他

- ・講師の先生への感謝の気持ちが多く見られ、運営にあたった教育委員会への労いの言葉も見られた。
- ・冬休み学習会と重なり冬休み学習会が実施できない。サマーセミナーのように日程や学習内容を選択できるようにしてほしいという要望もあった。
- ・参加対象を5年目までにしてほしいという要望があった。
- ・途中休憩を入れてほしかったという感想も見られた。



8. 次年度のウィンターセミナーについて

(1) 講座の選定について

- ・アンケートの記載で多かったのは、新たな学習児童要領にむけた道徳の教科化、アクティブラーニングについてなどであった。
- ・また、アンケートでは、生徒指導関係、ICT、部活動（テーピング、メンタルトレーニング）、勉強法・指導法、学級経営、進路指導、保護者対応、構成的グループエンカウンター、特別支援教育、リーダー論、ESD、手話、色々な先輩の失敗談・そこからの立て直し方法などの意見もあった。

(2) 次年度の方向性について

- ① 今年度の反省を受け、先生方の意見・感想を受けながら、教育委員会としても先生方へ研修してもらいたい内容を考慮に入れながら検討していく。
- ② 次年度の時期については、例年同様、冬休み開始1日目の（次年度は12月25日【月】）の午後とする。冬休み学習会が実施できない等の学校事情がある場合には、随時相談していく。
- ③ 対象については、例年同様8年目以下の教職員とする。ただし、内容については検討（経験年数、選択性等も考慮に入れる）が必要である。また、校長会議等で、意見も聞いていく。



<報告事項>

② 全国学力・学習状況調査個票データ等の公表・貸与について

教 義 第 1560 号

平成28年12月22日



各 教 育 局 長
関 係 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育庁学校教育局長 北 村 善 春

平成29年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

標記調査については、「平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について」（平成28年12月22日付け教義第1559号北海道教育庁学校教育局長通知）により実施要領を通知したところですが、この度、文部科学省初等中等教育局長から別添写しのとおり、平成29年度調査への参加及び過年度調査結果の公表・貸与について照会がありました。

つきましては、次により期日までに回答願います。

なお、平成29年度の実施要領で新たに加えられた個票データ等の貸与についての質疑応答が文部科学省より送付されましたので、参考にしてください。

記

1 平成29年度調査への参加について

(1) 各市町村教育委員会

所管の学校の状況について「様式1【調査票】市町村教育委員会用」に取りまとめ、平成29年1月10日（火）までに、貴管内教育局へ提出してください。

(2) 各教育局

域内の市町村教育委員会から提出のあった様式1を「様式2【調査票】教育局用」に取りまとめ、平成29年1月11日（水）までに、学力向上推進グループあてメールで提出してください。

(3) 関係道立学校

「様式3【調査票】関係道立学校用」に必要事項を記入の上、平成29年1月10日（火）までに、登別明日中等教育学校は胆振教育局あて、関係道立特別支援学校は特別支援教育課学校教育指導グループあて、メールで提出してください。

2 過年度（平成19～28年度）調査結果の公表・貸与について

別紙1-1及び1-2（文部科学省からの照会文書に添付）を御理解の上、次により提出願います。

(1) 各市町村教育委員会

「様式4【調査票】市町村教育委員会／教育局用」を、平成29年1月17日（火）までに、貴管内教育局へ提出してください。

(2) 各教育局

域内の市町村教育委員会から提出のあった様式4（個票）を、同じく様式4に、1枚に転記・集約の上、平成29年1月24日（火）までに、学力向上推進グループあてメールで提出してください。

(3) 関係道立学校

「様式5【調査票】関係道立学校用」に必要事項を記入の上、平成29年1月17日（火）までに、登別明日中等教育学校は胆振教育局あて、関係道立特別支援学校は特別支援教育課学校教育指導グループあて、メールで提出してください。

担 当：学力向上推進グループ
TEL：011-204-5771（ダイヤルイン）
内 線：35-770



28文科初第1247号

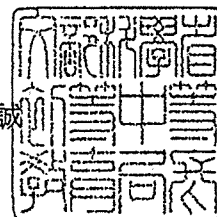
平成28年12月16日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠



(印影印刷)

平成29年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力について（照会）

平成29年度全国学力・学習状況調査については、「平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について」（平成28年12月16日付け28文科初第1222号文部科学事務次官通知）において実施要領を通知したところです。本調査を実施するに当たり、同実施要領を遵守した上で、本調査へ参加及び協力することについて確認します。

あわせて、平成28年度調査までの個票データ等の調査結果について、公表又は大学等の研究者若しくは国等の行政機関の職員へ貸与することの可否につきましても確認します。個票データ等の公表・貸与の詳細については、別紙1-1及び1-2を御覧ください。

ついで、本調査への参加については、別紙2～10のうち該当する様式に記入の上、平成29年1月12日（木）までに、平成28年度調査までの個票データ等の公表・貸与については、別紙11～19のうち該当する様式に記入の上、平成29年1月31日（火）までに文部科学省本件担当まで御回答願います。

なお、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）について、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校を設置する学校法人について、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校を設置する学校設置会社について同様に照会を行い、取りまとめの上、御回答願います。

<本件担当>

初等中等教育局 参事官付 学力調査室

電話：03-5253-4111（内線3726）

全国学力・学習状況調査個票データ等の公表・貸与について

「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドラインのイメージ

別紙1-1

趣旨・目的

- 全国学力・学習状況調査については、学校教育の成果や課題についての透明性の向上を図り、適切に説明責任を果たすとともに、それらの情報を活用した学校教育の改善・充実や学術研究の高度化に役立てるため、調査結果の個票データ等を公表し、又は大学等の研究者や国等の行政機関の職員に一定期間貸与し、大学等の研究者による多様な研究分析への活用又は教育施策の改善・充実を可能とする仕組みを設けることとする。
- 文部科学省は、個票データ等の貸与に当たって、申請者に対して、分析・公表等の個票データ等の利用目的・趣旨が以下のいずれかに該当することを確認する。
 - ①我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること
 - ②我が国(又は教育委員会)の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること

公表・貸与するデータの種類

全国学力・学習状況調査の調査結果は、文部科学省においては個人情報には該当しないが、他の情報と組み合わせるなどの分析によっては児童生徒個人の特定につながるおそれがあり得ることから、匿名化の度合いに応じて以下の3段階のデータを公表・貸与を検討。

①パブリックユースデータ

全国の児童生徒から無作為抽出し、都道府県名を含む地域情報や、学校質問紙調査の回答状況などの一部(※)を除いて削除し、匿名化(必要に応じて疑似データ化)したデータ。一般に公開した場合にも、児童生徒個人、学校、設置管理者を特定することは困難。文部科学省ホームページにて公表。

※:学校質問紙調査の回答のうち、学校規模、地域規模、就学援助率(実数ではなく選択肢)等については、削除せず匿名化できるかについても検討。

②匿名データ

都道府県名を含む地域情報や、一定水準以下の小規模校に関するデータを削除するなどの匿名化を行った上で、全国の児童生徒から2割程度、無作為抽出したデータ。学校質問紙への回答状況が含まれるなど、パブリックユースデータよりも情報量が多いが、ガイドラインに基づいた利用を行う場合に、児童生徒個人、学校、設置管理者を特定することは困難。有識者会議による、より簡易な審査の上、貸与。

③個票データ

学校名も含む、全ての情報が含まれるデータ。有識者会議による審査の上、申請される研究に必要最小限の範囲のデータに限って貸与。ただし、研究成果の公表においては、既に公表されている場合を除き、学校や設置管理者等の同意なく、学校や設置管理者等の名称や、学校や設置管理者等を特定できるような分析結果を公表されることはない。

公表・貸与するデータの範囲

	抽出規模 (想定)	地域情報 (教育委員会 名、学校名)	解答状況 (教科)	回答状況 (児童生徒質問紙)	回答状況 (学校質問紙)
①パブリックユースデータ 文部科学省ホームページで公表予定。	無作為抽出 (小中2000人程度)	×	○	○	△ (※)
②匿名データ	無作為抽出 (2割程度)	×	○	○	○
③個票データ 申請により貸与するデータが異なる。	貸与申請された データ	○	○	○	○

貸与するデータの種類(イメージ)

別紙1-2

①データが特定されるような情報を全て落としたパブリックユースデータ

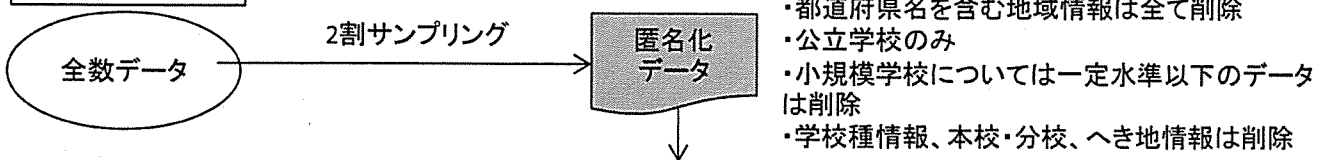
児童生徒ローデータ

解答用紙番号	国語A正答数	国語B正答数	算数A正答数	算数B正答数	国語A問1解答類型	国語A問1正誤	...	児童生徒質問紙①	児童生徒質問紙②	...
1										

児童生徒の学力調査の解答状況と学習状況調査の回答状況のみのデータ。学校に関する情報は一切含まない。

②データの匿名化作業により、データ内容を限定した上で、より簡易な審査を経た上で貸与を行うデータ(匿名データ)

学校ローデータ



学校ID	国語A平均正答数(リコーディング)	国語B平均正答数(リコーディング)	...	学校質問紙回答(全児童(生徒)数)(リコーディング)	学校質問紙回答(全教職員数)(リコーディング)	学校質問紙回答(全学級数)(リコーディング)	...
1							

児童生徒ローデータ

解答用紙番号	国語A正答数	国語B正答数	...	学校ID	国語A問1解答類型	国語A問1正誤	児童生徒質問紙①	児童生徒質問紙②	...	学校質問紙回答(全児童(生徒)数)(リコーディング)
1										

※児童生徒ローデータは、トップコーディング及びリコーディングの児童生徒数にあわせたデータ数を抽出し、各学校のローデータとする

③審査を経た上で貸与を行う設置者名、学校名等の情報も含んだデータ(個票データ)

学校名、都道府県名、設置者名等、個別データの特定が可能な情報を全て含んだ全数データ(研究計画により、一部地域等の抽出データになることもある。)(研究に必要な範囲で貸与)

学校ローデータ

ID	国語A平均正答数	国語B平均正答数	...	学校名	都道府県名	設置者名	本校・分校	へき地	...	学校質問紙回答(全教職員数)(実数)
1										

児童生徒ローデータ

解答用紙番号	国語A正答数	国語B正答数	...	学校名	都道府県名	設置者名	本校・分校	へき地	...	学校質問紙回答(全児童(生徒)数)(実数)
1										

個票データ等の貸与について御質問いただいた事項への回答

Q 今年度中に個票データ等の貸与に関するガイドラインを策定することですが、学校名や設置者名を明らかにしたデータが設置管理者の同意なく貸与・公表されることはないのでしょうか。

A 学校名や設置者名については、以下に記載のとおり、その研究等を行うに当たって特に必要であると認められない限り、貸与しないことを原則としています。

また、学校名や設置者名を明らかにしたデータを貸与しようとするときは、文部科学省として、貸与前に設置管理者の同意を得ることとします。

さらに、それらのデータ貸与を行った場合にも、公表に当たっては、文部科学省が以下のようなガイドライン(案)で定める基準に合致しているか否かの確認を行います。

現時点の案では、すでに公開されている場合又は個別の同意がある場合を除き、閲覧又は転写した結果をそのまま公表することは認められません。

(参考)「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン(案)《関係部分抜粋》

第5 申請に対する審査・決定について

文部科学省は、申請された個票データ等の貸与の可否について、有識者会議により審査を行った上で、決定するものとする。

1 貸与データが個票データの場合の審査について

個票データの利用申請に係る審査は、申請者が提出する本ガイドライン第5に規定する書類に基づいて、あらかじめ定められた以下の審査基準に基づき、有識者会議において行う。有識者会議は、審査終了後に意見をとりまとめ、文部科学省に提出し、最終的な貸与の可否は文部科学省が決定する。

なお、有識者会議は貸与の判断に当たって、申請者又は利用者に対し条件を付することができる。この場合、文部科学省は、申請者に対し当該条件の内容を通知する。また、本ガイドラインに定めるものの他、審査方法及び決定手続き等の詳細は、有識者会議において定める。

2 個票データの審査基準について

(1) 利用目的

個票データの利用目的が、本ガイドライン第3の1に定める目的で行う学術研究の発展に資するもの又は公的機関による施策の推進に適切に反映されるものであること。

(2) 利用の必要性

個票データを利用する必要性が、次の事項に即し、認められること。

①利用する個票データの範囲及び個票データから研究・分析等を行う事項が、研究又は施策の企画立案若しくは評価（以下「施策立案等」という。）の内容から判断して必要最小限であること。また、データの分析方法が特定個人を識別する内容でないこと。

②個票データを利用して行う統計的手法による研究（例えば、集団の傾向等の把握のために回帰分析を行う等の研究）のみならず、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究を行う場合であって、個々の学校名又は設置者名を明らかにしたデータを利用する場合については、有識者会議において当該研究の必要性や合理性の審査を行った上で、個票データの貸与前及び研究成果の公表前に当該学校の設置管理者の同意を得ること。

（i）特に必要であると認められない限り、個々の児童生徒の解答用紙番号及び学校名又は設置者名を明らかにしたデータは貸与しないことを原則とする。

（ii）個々の学校名又は設置名を明らかにしたデータについては、個票データの貸与前に当該学校の設置管理者の同意を得られた場合でない限り、貸与しないこととする。

（iii）個々の児童生徒の解答用紙番号、学校コード、設置者コード及び学校名又は設置者名を明らかにしたデータについては、それらがすでに公開されている場合又は個別の同意がある場合を除き、公表される成果物の中には盛り込まないこととする。

③～⑤略

第 11 申請者による研究成果等の公表

1 研究成果等の公表

申請者は、個票データ等を利用して行った研究又は教育の成果を申請書に記載した公表時期、方法に基づき、公表する。公表に当たっては、事前に公表を予定する研究又は教育の成果について任意の様式で文部科学省へ報告し、文部科学省は、

①当該研究又は教育の成果とあらかじめ承諾された公表形式が整合的であるか

②貸与する個票データ等に係る調査年度の実施要領において、一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるもの（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 6 号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする情報）が含まれていないか

（すでに公開されている場合又は個別の同意がある場合を除き、閲覧又は転写した結果をそのまま公表することは認められない。）

③個人情報保護の観点から第 11 の 2 の「公表にあたっての留意点」の公表形式の基準を満たしているか

④第 11 の 3 の「公表に当たっての配慮事項」に違反する内容が含まれていないか
を確認する。

2 公表にあたっての留意点

研究又は教育の成果の公表にあたっては、すでに公開されている場合又は個別の同意がある場合等を除き、原則として、利用者は、公表される研究又は教育の成果によって特定の個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されないように、次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮しなければならない。なお、学校の属性情報に関する個別の同意については、学校の設置管理者が、当該学校と、公表する内容や方法等について事前に十分相談した上で、同意の可否について決定するものとする。

- ①公表される研究又は教育の成果物において、児童生徒の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。また、集計単位が市町村の場合には、公表される成果物において、児童生徒の数が10以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、個人が特定される可能性がある集計単位が含まれていないこと。
- ②公表される研究又は教育の成果物において、学校又は設置管理者の属性情報による集計数が原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。また、その集計数が3以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、学校又は設置管理者が特定される可能性のある集計単位が含まれていないこと。

3 公表に当たっての配慮事項

全国学力・学習状況調査の調査結果については、調査の目的を達成するため、国及び教育委員会の教育施策の改善・充実、児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣の把握・改善につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱う必要があることから、調査結果の個票データ等を活用した研究又は教育の成果の公表に際しては、以下の事項に配慮しなければならない。

- ①調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえること。
- ②序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること。

様式1【調査票】市町村教育委員会用

- ① 市町村教育委員会は、設置管理する全ての学校について取りまとめ、提出してください。
 ※平成29年4月18日時点の内容を記入してください。(例えば、統廃合等により平成29年4月18日時点で存在しない学校は、含みません。)なお、平成29年4月18日に調査を実施できないやむを得ない事情があり、4月19日以降に調査を実施する学校も集計数に含めるものとし、「やむを得ない事情により4月18日に実施できず、4月19日以降に実施する」欄に記入してください。また、平成29年度に、調査対象となる小学校第6学年の児童又は中学校第3学年の生徒の在籍の見込みがない場合は、「調査の対象となる児童生徒が在籍しない」欄に記入してください。
- ② 調査の参加に特段の支障がある学校がある場合は、「②平成29年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある学校名とその内容」欄に記入してください。
- ③ その他、連絡事項(例えば、「学校基本情報の確認(A)」の内容から変更がある場合や市町村合併を予定している場合等)があれば、「③連絡事項」欄に記入してください。
- ④ やむを得ない事情があり、4月19日以降に調査を実施する学校がある場合は、「④4月19日以降に調査を実施する学校名とその理由」欄に学校名と理由を記入してください。

※ 次の教育委員会は、小学校又は中学校、義務教育学校の設置管理者として、平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加するとともに、平成29年度調査の結果について、別紙1-1(「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドラインのイメージ)に記載の内容を踏まえ、大学等の研究機関の研究者又は国等の行政機関の職員に対し、公表・貸与して差し支えない。

教育委員会名:石狩市教育委員会

- ① 所管する学校(※行が不足する場合は、適宜、行を追加してください。)

※ 平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守して、本調査に参加するとともに、平成29年度調査の結果について、別紙1-1(「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドラインのイメージ)に記載の内容を踏まえ、大学等の研究機関の研究者又は国等の行政機関の職員に対し、公表・貸与して差し支えない。

小 学 校 調 査					中 学 校 調 査				
学校名	該当する欄に「1」を記入				学校名	該当する欄に「1」を記入			
	調査対象となる児童生徒が在籍する	4月18日に実施する	やむを得ない事情により4月18日に実施できず、4月19日以降に実施する	調査の対象となる児童生徒が在籍しない		調査対象となる児童生徒が在籍する	4月18日に実施する	やむを得ない事情により4月18日に実施できず、4月19日以降に実施する	調査の対象となる児童生徒が在籍しない
(記入例)〇〇市立〇〇小学校	1	1			(記入例)〇〇市立〇〇中学校	1	1		
(記入例)〇〇市立〇〇小学校				1	(記入例)〇〇市立〇〇中学校	1		1	
1 石狩市立石狩小学校	1	1			石狩市立石狩中学校	1	1		
2 石狩市立花川小学校	1	1			石狩市立花川中学校	1	1		
3 石狩市立生振小学校	1	1			石狩市立花川南中学校	1	1		
4 石狩市立南緯小学校	1	1			石狩市立花川北中学校	1	1		
5 石狩市立花川南小学校	1	1			石狩市立樺川中学校	1	1		
6 石狩市立紅南小学校	1	1			石狩市立厚田中学校	1	1		
7 石狩市立八幡小学校	1	1			石狩市立豊富中学校	1	1		
8 石狩市立緑苑台小学校	1	1			石狩市立浜益中学校	1	1		
9 石狩市立双葉小学校	1	1							
10 石狩市立厚田小学校	1	1							
11 石狩市立望来小学校	1	1							
12 石狩市立豊富小学校	1	1							
13 石狩市立浜益小学校	1	1							
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									
合 計	13	13	0	0	合 計	8	8	0	0

- ② 平成29年度全国学力・学習状況調査への参加に特段の支障がある学校名とその内容

--

- ③ 連絡事項(「学校基本情報の確認(A)」の内容から変更がある場合等)

--

- ④ 4月19日以降に調査を実施する学校名とその理由

学 校 名	理 由

様式4【調査票】市町村教育委員会／教育局用

教育局名:石狩教育局

○ 平成19～28年度全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与等に協力する教育委員会

以下の教育委員会は、小学校又は中学校、義務教育学校の設置管理者として、平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領を遵守し、平成19～28年度調査の結果について、以下で公表・貸与できないとしたデータを除き、別紙1-1(「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドラインのイメージ)に記載の内容を踏まえ、大学等の研究機関の研究者又は国等の行政機関の職員に対し、公表・貸与して差し支えない。

教育委員会名	過年度調査結果の公表・貸与の可否(※)							
	小 学 校 調 査				中 学 校 調 査			
	パブリック ユース データの 公表	学術研究 等のための 匿名 データの 貸与	学術研究 等のための 個票 データの 貸与	備 考	パブリック ユース データの 公表	学術研究 等のための 匿名 データの 貸与	学術研究 等のための 個票 データの 貸与	備 考
(記入例)○○町教育委員会	○	○	○		○	○	○	
1 石狩市教育委員会	○	○	○		○	○	○	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

※ 過年度調査とは、平成19年度～平成28年度調査のことをいいます。過年度調査の結果の公表・貸与については、別紙1を御覧の上、市町村教育委員会設置管理者として御判断ください。

パブリックユースデータ及び匿名データ(別紙1-1における①パブリックユースデータ及び②匿名データ)については、全国からデータを無作為抽出するとともに都道府県名を含む地域状況を削除するなど、児童生徒個人、学校、設置管理者を特定することが困難なデータに加工(パブリックユースデータは、必要に応じて疑似データ化を含む)した上で公表・貸与します。公表・貸与が可能である場合には「○」を、法令による制限等抽出対象とされることが困難である場合には、「×」を御記入ください。

個票データ(別紙1-1における③個票データ)については、申請内容を有識者会議で審査の上、申請される調査研究に必要な最低限の範囲でデータを貸与します。貸与可能なデータに設定されても差し支えない場合には「○」を、貸与可能なデータに設定されることが困難な場合には「×」を御記入ください。なお、「○」を記入していただいた場合は、個票データが貸与可能であることを公表することがあります。

貸与できない理由や配慮事項等がある場合には、備考欄に御記入ください。

○ 備 考

